

議案第 54 号

伊賀市手数料条例等の一部改正について

伊賀市手数料条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市手数料条例等の一部を改正する条例

(伊賀市手数料条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 中 9 の項を削り、10 の項を 9 の項とし、11 の項から 22 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 9 備考中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(伊賀市個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市個人情報保護条例（平成 16 年伊賀市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 5 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に改める。

(伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年伊賀市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 9 号」を「第 19 条第 10 号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。